

第130期

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年6月28日（木曜日）
午前10時

場所 奈良市三条本町8-1
ホテル日航奈良 4F 飛天の間

目次

第130期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる 議決権行使のお手続きについて	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6

【添付書類】

第130期 事業報告	13
第130期 計算書類	39
第130期 連結計算書類	41
監査報告書	43



経 営 理 念

- 健全かつ効率的な経営に努めます。
- 優れた総合金融サービスを提供します。
- 地域の発展に尽くします。
- 信頼され親しまれる、魅力的な銀行をめざします。

ごあいさつ



株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
当行第130期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当行は“営業地域および当行の活力を創造する”とした経営ビジョン「活力創造銀行」の実現に向け、中期経営計画「活力創造プランⅡ～変革と挑戦～」(平成29年度～平成31年度)の2年目を迎え、「地域経済力の創出」「お客さま志向のサービス提供」「業務刷新による生産性・収益性の向上」「高度経営管理態勢の構築」にもとづいた諸施策を推進し、さまざまな改革に取り組んでおります。

私どもは、地域金融機関の果たす役割は地域経済を支えていくことであると考え、「健全かつ効率的な経営に努める」「地域の発展に尽くす」という経営理念を堅持し、真に求められる金融サービスのご提供に役職員一同努める所存でございます。

株主の皆さまの更なるご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成30年6月

取締役頭取 橋本隆史

招集ご通知

証券コード8367
平成30年6月12日

奈良市橋本町16番地
株式会社 **南都銀行**
取締役頭取 **橋本 隆史**

株主の皆さまへ

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までには議決権を行使いただきますようお願いいたします。

敬 具

..... 記

1 日 時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2 場 所

奈良市三条本町8-1 ホテル日航奈良 4F 飛天の間

※会場が前回と異なっております。お間違えのないようご来場願います。
(裏面の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

3 目的事項

- 報告事項
1. 第130期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 2. 第130期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件

4 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

<p style="text-align: center;">株主総会に 出席される場合</p>  <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">開催日時 平成30年6月28日（木） 午前10時</p>	<p style="text-align: center;">郵便による 議決権行使の場合</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限 平成30年6月27日（水） 午後5時まで</p>	<p style="text-align: center;">インターネットによる 議決権行使の場合</p>  <p>議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限 平成30年6月27日（水） 午後5時まで</p>
---	--	---

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第17条の規定にもとづき、当行ホームページ (<http://www.nantobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ (<http://www.nantobank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。
- 当日、当行役職員は軽装にてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願いいたします。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使方法について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

①「次の画面へ」をクリック



2 ログインする※

議決権行使書用紙に記載された

②「ログインID」および

③「仮パスワード」をご利用いただき、

④「ログイン」をクリック



3 メニューから議決権行使を選択

現在のパスワードを

⑤「現在のパスワード入力欄」に、

新しいパスワードを

⑥「新しいパスワード入力欄」と

⑦「新しいパスワード（確認用）

入力欄」の両方に入力し、

⑧「送信」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

※株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）^{*}から、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以上

システム等に
関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金35円 総額1,140,725,285円

なお、中間配当金として35円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき70円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,300,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

北 義彦氏は平成30年3月31日付で取締役を辞任され、また、取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	うえの やすお 植野 康夫 再任	取締役会長
2	はしもと たかし 橋本 隆史 再任	取締役頭取（代表取締役）
3	みのわ なおき 箕輪 尚起 再任	取締役専務執行役員 （代表取締役）
4	はぎはら とおる 萩原 徹 再任	取締役専務執行役員 営業戦略本部長 （代表取締役）
5	かわい しげより 河井 重順 再任	取締役常務執行役員
6	にしかわ けいぞう 西川 恵造 新任	常務執行役員
7	なかむろ かずおみ 中室 和臣 再任	取締役執行役員監査部長
8	なか がわ ひろし 中川 洋 再任 社外	取締役（社外取締役）
9	きたむら またざ えもん 北村 又左衛門 再任 社外	取締役（社外取締役）

1

うえ
植

の
野

やす
康

お
夫

再任



生 年 月 日

昭和20年1月27日

所有する当行の株式数

6,620株

選任の理由

頭取として銀行経営に長年携わり、率先して法令等遵守態勢や内部管理態勢等の構築に取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係の遮断排除を講じているなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年 4月 当行入行
平成 2年 2月 当行天満支店長
平成 5年 6月 当行業務部次長
平成 6年 7月 当行営業企画部次長
平成 8年 7月 当行営業統括部次長
平成 9年 6月 当行資金証券部長
平成11年 6月 当行取締役人事部長
平成12年 6月 当行取締役本店営業部長
平成14年 6月 当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱
平成16年 6月 当行専務取締役
平成17年 6月 当行専務取締役（代表取締役）
平成20年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）
平成27年 6月 当行取締役会長（現任）

2

はし
橋

もと
本

たか
隆

し
史

再任



生 年 月 日

昭和29年5月20日

所有する当行の株式数

4,400株

選任の理由

法令等遵守及び内部管理態勢の構築に取り組み、また率先して反社会的勢力の関係遮断、排除にも取り組むことにより当行に対する公共の信頼維持に努めております。営業推進及び管理・事務部門をはじめ、あらゆる銀行業務に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当行入行
平成11年 6月 当行上牧支店長
平成13年 4月 当行営業統括部京都法人営業室長
平成14年 6月 当行営業統括部副部長兼京都法人営業室長
平成15年 6月 当行京都支店長
平成17年 6月 当行公務部長
平成19年 6月 当行取締役人事部長
平成22年 6月 当行常務取締役営業統括部長
平成23年 6月 当行常務取締役大阪地区本部長
平成25年 6月 当行常務取締役
平成26年 6月 当行専務取締役
平成27年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

3

みの
箕

わ
輪

な
尚

き
起

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 当行入行
 平成13年 2月 当行審査部部長代理
 平成16年 6月 当行審査部次長
 平成17年 6月 当行審査部副部長
 平成20年 6月 当行総合企画部長
 平成21年 6月 当行取締役総合企画部長
 平成22年 6月 当行取締役本店営業部長
 平成24年 4月 当行取締役審査部長
 平成25年 6月 当行常勤監査役
 平成27年 6月 当行常務取締役
 平成29年 4月 当行取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）
 秘書室、経営企画部、総務部担当

生 年 月 日

昭和31年 2月 17日

所有する当行の株式数

6,300株

選任の
理由

審査・企画・管理・事務部門を中心に経験・知識が豊富で業務に精通しており、また、監査役も2年間経験し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

4

は
萩

は
原

と
徹

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月 当行入行
 平成13年 6月 当行本店営業部奈良市役所出張所長
 平成15年 6月 当行上牧支店長
 平成17年 6月 当行南支店長
 平成19年 6月 当行京都支店長
 平成21年 6月 当行総合企画部副部長
 平成23年 4月 当行監査部長
 平成24年 4月 当行総合企画部長
 平成24年 6月 当行取締役総合企画部長
 平成25年 6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長
 平成27年 6月 当行常務取締役大阪地区本部長
 平成28年 4月 当行常務取締役
 平成29年 4月 当行取締役常務執行役員
 平成30年 4月 当行取締役専務執行役員営業戦略本部長（代表取締役）（現任）
 営業支援部、法人営業部、個人営業部、プライベートバンキング部、公務・地域活力創造部、大阪地区本部担当

生 年 月 日

昭和32年 9月 5日

所有する当行の株式数

4,900株

選任の
理由

法令等遵守に関し誠実かつ率先垂範して取り組み、また、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断排除し、当行に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めております。営業推進及び企画・事務・監査部門を中心に知識・経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

5

かわ い しげ より
河 井 重 順

再任



生 年 月 日

昭和33年11月2日

所有する当行の株式数

2,400株

選任の理由

営業推進及び監査部門ともバランスよく精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当行入行
 平成14年 6月 当行和歌山北支店長
 平成17年 6月 当行真美ヶ丘支店長
 平成19年 6月 当行王寺支店長
 平成21年 6月 当行営業統括部副部長
 平成23年 4月 当行個人営業部長
 平成25年 6月 当行取締役監査部長
 平成26年 6月 当行取締役バリュー開発部長
 平成27年 4月 当行取締役営業統括部長
 平成28年 4月 当行常務取締役営業戦略本部長
 平成29年 4月 当行取締役常務執行役員営業戦略本部長
 平成30年 4月 当行取締役常務執行役員（現任）
 審査部、市場運用部、事務サポート部、システム部担当

6

にし かわ けい ぞう
西 川 恵 造

新任



生 年 月 日

昭和35年2月19日

所有する当行の株式数

3,540株

選任の理由

リスク管理の重要性を十分に認識し、コンプライアンス部・リスク管理部の担当役員として法令等遵守やリスク管理を経営上の重要課題として位置づけ、管理体制の強化等に積極的に取り組んでいます。営業推進及び監査部門ともバランスよく精通し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当行入行
 平成14年 6月 当行三山木支店長
 平成16年 6月 当行結崎支店長
 平成18年 6月 当行石切支店長
 平成20年 6月 当行香芝支店長
 平成22年 6月 当行審査部副部長
 平成24年 4月 当行監査部長
 平成25年 6月 当行審査部長
 平成26年 6月 当行取締役審査部長
 平成27年 6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長
 平成28年 4月 当行取締役執行役員東京支店長
 平成28年 6月 当行執行役員東京支店長
 平成29年 4月 当行常務執行役員東京支店長
 平成30年 4月 当行常務執行役員（現任）
 コンプライアンス部、リスク管理部、人事部担当

7

なか
中むろ
室かず
和おみ
臣

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当行入行
 平成17年 6月 当行経営管理部部長代理
 平成20年 6月 当行営業統括部次長
 平成21年 4月 当行営業統括部グループ長兼FA室室内室長
 兼テレフォンセンター長
 平成22年 4月 当行学園前支店長
 平成23年 4月 当行総合企画部副部長兼IT投資企画室室内室長
 平成25年 4月 当行総合企画部副部長
 平成25年 6月 当行営業統括部長
 平成27年 4月 当行監査部長
 平成27年 6月 当行取締役監査部長
 平成28年 4月 当行取締役執行役員個人営業部長
 平成28年 6月 当行執行役員個人営業部長
 平成29年 4月 当行執行役員監査部長
 平成29年 6月 当行取締役執行役員監査部長（現任）

生 年 月 日

昭和35年8月11日

所有する当行の株式数

2,260株

選任の理由

営業推進、企画部門及び監査部門ともバランスよく精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。

8

なか
中がわ
川ひろし
洋

再任 社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4月 日本銀行入行
 平成10年 2月 同行高知支店長
 平成15年 5月 同行検査室長
 平成16年 6月 農林中央金庫常勤監事
 平成20年 6月 社団法人全国地方銀行協会
 （現一般社団法人全国地方銀行協会）常務理事
 平成23年 6月 三愛石油株式会社社外監査役（現任）
 平成28年 6月 当行社外取締役（現任）
 平成28年 7月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問（現任）

重要な兼職の状況

三愛石油株式会社社外監査役
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問

生 年 月 日

昭和26年12月5日

所有する当行の株式数

500株

選任の理由

日本銀行にて検査室長、農林中央金庫にて常勤監事、一般社団法人全国地方銀行協会にて常務理事等を歴任。金融業界全般に精通し、社外取締役に期待される役割を十分に認識しており、高い見識を活かした大所高所から経営への意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験を有することから社外取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

9

きた むら また ざ えもん
北 村 又 左 衛 門

再 任 社 外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行）入行
昭和63年 2月 北村林業株式会社取締役
平成17年 9月 同社代表取締役社長（現任）
平成28年 6月 当行社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

北村林業株式会社代表取締役社長

生 年 月 日

昭和29年8月6日

所有する当行の株式数

3,500株

選任の
理由

北村林業株式会社にて代表取締役社長（現任）を長年務めており、企業経営者として企業経営全般に精通し、高い見識を活かした意見具申等、銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行できる豊富な知識・経験を有することから社外取締役候補者として選任しております。

- 注
1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 中川洋、北村又左衛門の両氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 3. 中川洋、北村又左衛門の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出しております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 当行は、中川洋、北村又左衛門の両氏との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)

独立性判断基準

社外取締役及び社外監査役の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- (1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者。
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

(注1) 「最近」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」

- ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。
- ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。

(注3) 「多額」

過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。

(注4) 「主要株主」

当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。

(注5) 「重要」

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。

(注6) 「近親者」

二親等内の親族。

以上

第130期 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)**1 当行の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果等**

当行は、奈良県を中心として京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、並びに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務、信託業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

● 国内経済の動き

当期におけるわが国経済は、海外経済の回復を背景に輸出や生産の持ち直しが続き企業収益が改善するなかで、個人消費や設備投資等の民間需要も増加し、景気は緩やかに拡大いたしました。

また、金融政策面では、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」により、超低金利環境が継続されました。

こうした情勢のもと、日経平均株価は、期初の19,000円台から今年1月には一時24,000円台まで上昇しましたが、その後、米国金利の上昇を機に、下落に転じ当期末は21,000円台半ばとなりました。また、対米ドル円相場につきましては、一時は114円台まで円安が進みましたが、当期末には106円台半ばとなりました。長期金利の指標である新発10年物国債流通利回りにおきましては、年度半ばに再びマイナス圏となる一方、0.1%前後まで上昇する局面もありましたが、日本銀行による金融政策の下、金利上昇は限定的となりました。

● 地元経済の動き

奈良県を中心とする地元経済におきましては、人手不足による人件費、運賃、仕入価格等の上昇の影響で減益となる企業が見られる一方、輸出やインバウンド関連を中心に業績が改善する企業もあり、全般的には国内経済と同様に緩やかな回復傾向が見られました。

個人消費では、高所得者層を中心に上向きの動きも見られた一方、賃金の伸び悩みや景気の先行き不透明感から、全体としては一進一退の動きとなり、個人消費の指標の一つであります「百貨店・スーパーの販売額」はほぼ前年並みの水準で推移しました。

地元の観光産業の動向につきましては、国内外からの観光客が増加しており、引き続き地元経済に好影響を及ぼす動きとなりました。

● 当行の業績

以上のような経済・金融環境のもとで、当行は地域に密着した着実な営業活動を展開し営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めた結果、当期の業績は次のようになりました。

<預 金>

金融商品・サービスの充実に取り組むとともに安定的な資金調達に注力いたしました。この結果、個人預金が堅調に推移したことから、預金は期中791億円増加し、当期末残高は4兆8,269億円となりました。一方、譲渡性預金については、期中89億円減少し、当期末残高は240億円となりました。なお、投資信託等の預かり資産は、期中112億円減少し、当期末残高は1,936億円となりました。

<貸出金>

地域経済の活性化に向けて引き続き地域密着型金融を推進し、法人や個人のお客さまの様々な資金ニーズや地方公共団体からの資金のご要請にも積極的にお応えいたしました。この結果、貸出金は期中785億円増加し、当期末残高は3兆3,408億円となりました。

<有価証券>

市場動向を注視しつつ、効率的な運用を行った結果、有価証券は国債や外債を中心として期中1,474億円減少し、当期末残高は1兆5,406億円となりました。

<損 益>

金融緩和が継続するなか、貸出金利鞘が縮小するなど依然として厳しい収益環境が続きましたが、株式売却益が増加し、与信関連費用も大幅に減少したことや法人のお客さまへのソリューション関連手数料が増加したことなどから、経常利益は前期と比べ11億円増加して171億円となりました。また、当期純利益は、前期と比べ7億円増加して128億円となりました。

<店 舗>

当行はお客さまの利便性の向上や営業力の強化及び効率化の観点から、店舗網の整備に継続して取り組んでおります。

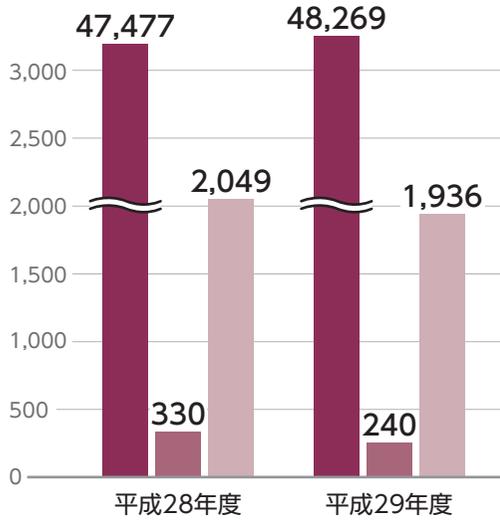
昨年12月には、奈良県中和地域の基幹店舗の一つであります「桜井支店」をリニューアルオープンいたしました。

大阪地域においては、昨年9月に「江坂支店」を出店いたしました。これで、尼崎市を含む大阪府エリアの店舗ネットワークは21店舗となり、一層地域に根ざした営業活動を展開しております。

また、非対面チャネルの充実や、渉外人員の増員等を通じて、地域のお客さまにきめ細やかな金融サービスの提供を進める一方、業務の効率化を図る観点から、昨年6

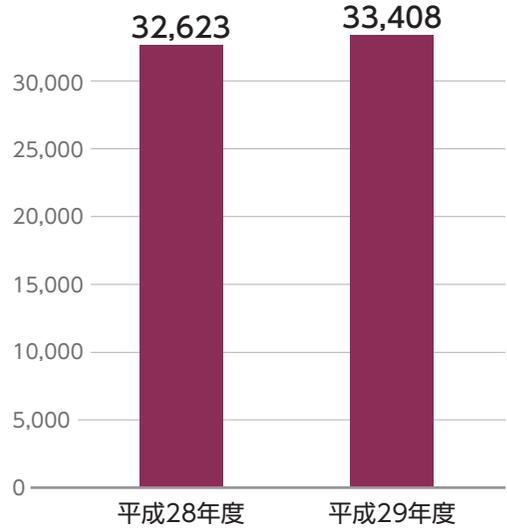
預 金

(単位:億円) ■ 預金 ■ 譲渡性預金 ■ 預かり資産



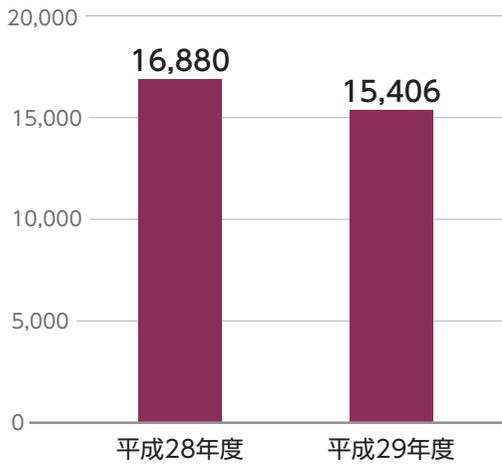
貸出金

(単位:億円)



有価証券

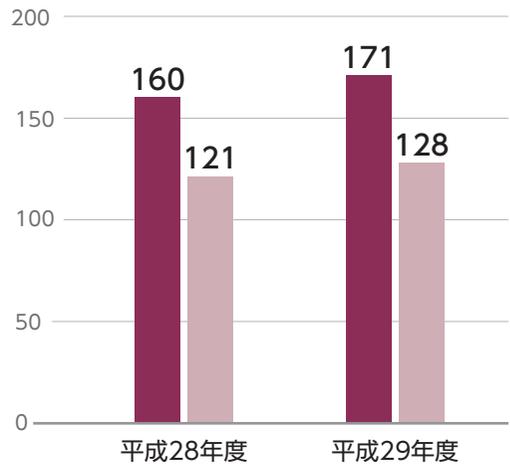
(単位:億円)



損 益

(単位:億円)

■ 経常利益 ■ 当期純利益



月には「櫛本支店」を出張所へ変更、「黒滝支店」の営業時間を短縮、8月には「西ノ京支店」「登美が丘支店」「白庭台駅前支店」「尺土支店」「西大和支店」の5か店を個人のお客さま向けの店舗へ変更、9月には「大塔代理店」を廃止し、「五条支店」内に「大塔出張所」を設置いたしました。

この結果、当期末の店舗ネットワークは、前期末に比べ1か店増加して本支店・出張所計138か店、代理店2か店となりました。

<その他の主な施策>

当行は、お客さま満足の向上を図るため、様々な商品・サービスの充実等に取り組んでおります。

■ 個人向け商品・サービス

個人のお客さまには、あらゆる世代における最も身近な相談相手として、各々のライフステージにしっかりと寄り添った活動を展開しております。

具体的には、「証券ビジネス」の強化に向け、今年2月、「奈良証券株式会社」の株式を取得し当行の子会社とすることに関する基本合意書を締結いたしました。当行と同社が培ってきた営業基盤やノウハウを融合させ、地域のお客さまの資産形成に更に貢献していくことを目指しております。

また、昨年4月より「遺言代用信託」や「遺言信託」等の取扱いを開始し、800件を超えるご契約をいただくなど、高齢化に伴う財産承継ニーズにお応えしております。

更に、今年1月には「ほけんの窓口グループ株式会社」と業務提携契約を締結し、駅前やインストアの店舗等に保険専用窓口の開設準備を進めており、お客さまの様々な保険ニーズやライフプランに応じた保険商品を的確に提案できる体制を整えてまいります。

非対面チャネルの活用につきましては、今年1月に近畿の地銀では初めて税公金や各種料金等の支払いをスマートフォンで決済できるアプリ「<ナント>スマートPay」の取扱いを開始するなど、お客さまの利便性向上に努めております。

■ 法人向け商品・サービス

法人・事業所のお客さまには、各々の成長ステージに合わせたソリューションをご提供しております。

創業・新事業展開支援といたしましては、昨年6月に当行の営業エリアの枠を超え、全国の創業・成長段階の企業へ投資する「ナントVC投資事業有限責任組合」を、9月には当行エリア内の将来の中核企業を発掘し、サポートしていくファンドとして、「ナント地域活力創造サポート投資事業有限責任組合」を設立いたしました。また、昨年10～11月には、地域経済・社会への貢献に繋がるビジネスプランを募集し、採択したプランについて当行が事業化を支援するプロジェクト「<ナント>サクセスロード」を実施いたしました。

お客様の更なる成長を支援する取組みといたしましては、各種商談会を開催し、ビジネスマッチングの機会を積極的に提供いたしました。

事業の活性化に向けた取組みといたしましては、昨年9月に長期融資制度「<ナント>ロングタームサポート」を導入するなど、お客様の安定的な資金繰りを支援する融資制度や体制を整備しております。

また、お客様の多様化するニーズにお応えするため、専門性の高い行員を更に充実させており、事業承継・M&Aについては200社を超えるお客さまからご相談いただいたほか、外国為替や私募債の引受など、幅広い金融サービスの提供に努めております。また、今年4月からは、お客様の設備投資にあたり、ご融資・リースともにご提案できるようグループ会社の南都リース株式会社とリース媒介業務を開始いたします。

■ 地域の活性化

観光振興の取組みといたしまして、地域資源の情報発信を目的として、昨年8月に「日本酒蔵ツーリズム推進協議会」へ加入いたしました。また、観光産業の活性化に対する諸課題に取り組み、新たな地域活力の創出に寄与することを目的として、昨年10月に「奈良県ビジターズビューロー」と連携協定を締結し、今年3月には連携企画第1弾として「清酒発祥の地・奈良を巡るバスツアー」を開催いたしました。

その他にも宿泊観光客誘致の仕組み作りを目的に「観光力創造塾」を昨年に引き続き開催し、また11月には「ドコモ・ヘルスケア株式会社」と連携したスマートフォン向けバーチャルツアーを企画いたしました。

また、林業活性化への取組みといたしまして、首都圏での林業プロモーションを実施したほか、林業関連の事業者の皆さまを対象にした「海外販路開拓セミナー」を奈良県と共催するなど、奈良県産材の販路拡大を支援してまいりました。

<中期経営計画の進捗状況>

なお、平成29年度にスタートさせました中期経営計画「活力創造プランⅡ ～変革と挑戦～」(期間：平成29年度～平成31年度)において、次の指標を目標に掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。

当期における進捗状況は下表のとおりです。

<指標>

	平成31年度 目標	平成29年度 実績
OHR	70%未満	77.0%
非金利収益比率	20%台	10.8%
自己資本比率	10%程度	9.64%
ROA	0.3%以上	0.20%
ROE	5%以上	4.90%

<各指標の目的>

「OHR」：本業部分の「効率性」と「収益性」の向上

「非金利収益比率」：金利環境に左右されない収益構造の構築

「自己資本比率」：今後のリスクテイクに向けた自己資本の充実

「ROA」「ROE」：「総資産」「純資産」に対する「収益性」の向上

● 当行の対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、日本銀行のマイナス金利政策の継続や、他金融機関との競争の激化などにより、厳しいものとなっており、また将来の人口減少によるマーケット縮小等も考えると、今後の収益環境はますます厳しさを増していくものと予想されます。

こうした情勢のもと、当行は、創立90周年（2024年）までの経営ビジョンを「活力創造銀行」として、営業地域及び当行の活力を創造する銀行を目指しており、本ビジョンを実現させていくため、昨年4月より中期経営計画「活力創造プランⅡ～変革と挑戦～」に取り組んでおります。

本中期経営計画では、収益面や財務体質面で確実に成果をあげられる施策の実行、また地域のお客さまへの貢献をより強力に展開できるビジネスモデルの構築を目指しております。

当期につきましては、金利に左右されない安定した収益構造の確立に向け、証券業務への本格参入に向けた基本合意書の締結や信託業務の取扱い開始、保険業務にかかる業務提携、リースの媒介業務など、新たな収益機会の創出に繋がる体制整備に取り組みました。今後、個人のお客さまには、「証券ビジネス」「信託ビジネス」を、法人のお客さまには、コンサルティング機能を発揮した「ソリューションビジネス」をより強力に展開してまいります。

また、営業店事務の本部集約化やITの積極的な活用等により事務の合理化を進め、少人数でもこれまで以上にお客さまのご相談にお応えできる営業店作りにも取り組んでまいります。

当行が目指すところは、合理的で効率的な組織の下で、お客さまに真に質の高いサービスを提供できる銀行に変わっていくということであり、役職員一同持てる力を最大限発揮して、企業価値の更なる向上に尽力してまいりますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	47,024	47,302	47,477	48,269
定期性預金	22,536	22,356	21,019	20,207
その他	24,487	24,945	26,457	28,061
社債	—	—	—	—
貸出金	30,887	31,981	32,623	33,408
個人向け	8,780	9,013	9,328	9,725
中小企業向け	10,139	10,380	11,021	11,580
その他	11,967	12,587	12,272	12,103
商品有価証券	2	3	0	—
有価証券	16,934	17,979	16,880	15,406
国債	8,876	7,464	6,135	4,905
地方債	1,748	1,913	1,840	1,760
その他	6,309	8,601	8,904	8,741
総資産	53,176	54,946	58,029	57,917
内国為替取扱高	245,925	251,926	230,707	235,779
外国為替取扱高	百万ドル 1,499	百万ドル 1,532	百万ドル 1,281	百万ドル 1,563
経常利益	百万円 16,379	百万円 13,101	百万円 16,059	百万円 17,175
当期純利益	百万円 9,752	百万円 11,706	百万円 12,116	百万円 12,823
1株当たり当期純利益	円 銭 36 36	円 銭 436 36	円 銭 451 46	円 銭 407 34
信託財産	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 2,850
信託報酬	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 28

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成28年10月1日付で10株を1株に株式併合しております。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,624人	2,615人
平均年齢	38年3月	38年3月
平均勤続年数	16年0月	16年0月
平均給与月額	403千円	407千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所 ()	店	うち出張所 ()
奈良県	90	(20)	89	(18)
京都府	15	(4)	15	(4)
大阪府	20	(ー)	19	(ー)
和歌山県	8	(2)	8	(2)
三重県	3	(2)	3	(2)
兵庫県	1	(ー)	1	(ー)
東京都	1	(ー)	1	(ー)
合計	138	(28)	136	(26)

- 注 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所）、店舗外現金自動設備を200か所（前年度末199か所）それぞれ設置しております。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で12,894か所（前年度末13,499か所）、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で22,668か所（前年度末21,694か所）及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと共同で12,813か所（前年度末11,915か所）それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
江坂支店	大阪府吹田市豊津町10番34号

- 注 1. 当年度において、なんぎん代理店株式会社が運営していた大塔代理店を五条支店 大塔出張所へ変更いたしました。
2. 当年度において、樺本支店を天理支店 樺本出張所に種類変更いたしました。
3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
- | | |
|-------------------------|----------|
| 五条支店 大塔支所出張所 | (奈良県五條市) |
| 西ノ京支店 コープ七条出張所 | (奈良県奈良市) |
| 二上支店 香芝生喜病院出張所 | (奈良県香芝市) |
| 天理支店 WAY書店TSUTAYA天理店出張所 | (奈良県天理市) |
| 橿原支店 橿原市役所分庁舎出張所 | (奈良県橿原市) |
4. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
- | | |
|----------------------|----------|
| 樺本支店 シャープ天理出張所 | (奈良県天理市) |
| 本店営業部 イトーヨーカドー奈良店出張所 | (奈良県奈良市) |
| 西ノ京支店 コープ六条出張所 | (奈良県奈良市) |
| 五条支店 大塔支所出張所 | (奈良県五條市) |
| 名張支店 近鉄プラザ桔梗が丘出張所 | (三重県名張市) |

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
なんぎん代理店株式会社	奈良県奈良市南京終町一丁目93番地の2	—

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,813
----------------	-------

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
桜井支店の新築・移転	768	528
平野支店の新築・移転	196	121
江坂支店の新築・移転	41	41
ソフトウェアの取得	899	899
リース資産の取得	538	538
(処分・除却)		

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要 業務内容	設立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	
南都地所株式会社	奈良市橋本町 16番地	不動産賃貸 ・管理業	昭和44年 11月8日	30	100	—
南都ビジネスサービス 株式会社	奈良市南京終町 1丁目93番地2	銀行の事務 代行等業務	昭和59年 6月1日	10	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市下三条町 1番地1	信用保証業	昭和59年 10月9日	10	100	—
南都リース株式会社	奈良市大森町 52番地の1	リース業	昭和59年 12月22日	500	100	—
南都コンピュータサービス 株式会社	奈良市南京終町 1丁目93番地2	ソフトウェア 開発等業務	昭和61年 7月1日	10	100	—
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町 4丁目297番地の2	投資顧問業	昭和61年 11月21日	120	100	—
南都ディーシーカード 株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	平成2年 10月12日	50	100	—
南都カードサービス 株式会社	生駒市東生駒 1丁目61番地7	クレジット カード業	平成2年 12月10日	50	100	—
南都スタッフサービス 株式会社	奈良市南京終町 1丁目103番地の1	職業紹介業	平成3年 3月18日	20	100	—
なんぎん代理店 株式会社	奈良市南京終町 1丁目93番地の2	銀行代理業	平成21年 10月6日	50	100	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植野 康夫	取締役会長		
橋本 隆史	取締役頭取(代表取締役)		
箕輪 尚起	取締役専務執行役員 (代表取締役) 秘書室、審査部、 市場運用部、総務部担当		
萩原 徹	取締役常務執行役員 経営企画部、 事務サポート部、 システム部担当		
河井 重順	取締役常務執行役員 営業戦略本部長 営業支援部、 法人営業部、 個人営業部、 プライベート バンキング部、 公務・地域活力創造部、 大阪地区本部担当		
中室 和臣	取締役執行役員 監査部長		
中川 洋	取締役(社外取締役)	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社顧問 三菱石油株式会社監査役 (社外監査役)	
北村 又左衛門	取締役(社外取締役)	北村林業株式会社 代表取締役社長	
橋本 正昭	監査役(常勤)		
半田 隆雄	監査役(常勤)		
吉川 勝久	監査役(社外監査役)	学校法人帝塚山学園 理事長	
中村 正博	監査役(社外監査役)	三菱UFJリサーチ& コンサルティング株式会社 代表取締役副社長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
(当年度中に退任した役員)			
吉田 幸作	取締役		平成29年 6月29日退任
北 義彦	取締役専務執行役員 (代表取締役) コンプライアンス部、 リスク管理部、 人事部担当		平成30年 3月31日辞任

- 注 1. 取締役 中川洋氏及び北村又左衛門氏並びに監査役 吉川勝久氏及び中村正博氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
3. 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
澤村 清秀	常務執行役員	大阪地区本部長
西川 恵造	常務執行役員	東京支店長
和田 悟	執行役員	審査部長
横谷 和也	執行役員	経営企画部長
大西 知巳	執行役員	市場運用部長
西川 和伸	執行役員	本店営業部長
小中 貴弘	執行役員	事務サポート部長
杉浦 剛	執行役員	桜井支店長

注 執行役員 東川 晃三氏は平成30年3月31日をもって退任しております。

4. 平成30年4月1日付で以下のとおり役員及び取締役を兼任していない執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

① 役員

(平成30年4月1日現在)

氏名	地位	担当
箕輪 尚起	取締役専務執行役員 (代表取締役)	秘書室、経営企画部、総務部担当
萩原 徹	取締役専務執行役員 営業戦略本部長 (代表取締役)	営業支援部、法人営業部、 個人営業部、プライベートバンキング部、 公務・地域活力創造部、大阪地区本部担当
河井 重順	取締役常務執行役員	審査部、市場運用部、事務サポート部、 システム部担当

② 取締役を兼務していない執行役員

(平成30年4月1日現在)

氏名	地位	担当
澤村 清秀	常務執行役員	大阪地区担当
西川 恵造	常務執行役員	コンプライアンス部、リスク管理部、 人事部担当
森田 好昭	常務執行役員	特命担当
和田 悟	執行役員	経営企画部長
横谷 和也	執行役員	公務・地域活力創造部長
杉浦 剛	執行役員	東京支店長
藤原 悟	執行役員	特命担当
大田 直樹	執行役員	法人営業部長兼コーポレートベンチャー キャピタル室部内室長担当
本多 浩治	執行役員	大阪中央営業部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	10名	227
監査役	4名	40
計	14名	268

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成29年6月29日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成30年3月31日付で辞任した取締役1名を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額20百万円を含めております。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第122期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

5. 役員の報酬等につきましては、取締役会が報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定め、本方針に基づき報酬額等を決定しております。

取締役の報酬等については、役位別の責務に応じ固定的な報酬として支給する「月額報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」とする。

- 月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき取締役会の決議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額600百万円以内とする。
- 「業績及び企業価値の向上」と「株主重視の経営意識向上」を図るため、株式報酬型ストック・オプションを割り当てる。株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額70百万円以内とする。

また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とする。

- 月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とする。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中川 洋 (取締役)	
北村 又左衛門 (取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
吉川 勝久 (監査役)	
中村 正博 (監査役)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中川 洋 (取締役)	<p>損害保険ジャパン日本興亜株式会社の顧問及び三愛石油株式会社社外監査役であります。</p> <p>なお、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と当行の間には定常的な銀行取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p> <p>また、三愛石油株式会社と当行との間には特別の関係はありません。</p>
北村 又左衛門 (取締役)	<p>北村林業株式会社の代表取締役社長であります。</p> <p>なお、同社と当行との間には定常的な銀行取引があり、また、同社は当行株式を保有しておりますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p>
吉川 勝久 (監査役)	<p>学校法人帝塚山学園の理事長であります。</p> <p>なお、同学校法人と当行の間には定常的な銀行取引がありますが、同学校法人と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p>
中村 正博 (監査役)	<p>三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社長であります。</p> <p>なお、同社と当行との間には同社のインターネットサービス提供に係る取引及び信用リスク管理の高度化に向けたコンサルティング取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
中川 洋 (取締役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。	金融機関における長年の実務経験が豊富で、その専門的な知識を活かして、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
北村 又左衛門 (取締役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
吉川 勝久 (監査役)	2年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的かつ中立的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
中村 正博 (監査役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	26	—

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 64,000千株
 発行済株式の総数 33,025千株
 (自己株式433千株を含む)
 注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 16,496名
- (3) 大株主(上位10名)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,376	4.22
日本生命保険相互会社	1,053	3.23
明治安田生命保険相互会社	1,043	3.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	977	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	948	2.90
南都銀行従業員持株会	792	2.43
住友生命保険相互会社	662	2.03
株式会社三菱東京UFJ銀行	508	1.55
GOVERNMENT OF NORWAY	505	1.55
DMG森精機株式会社	476	1.46

- 注 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(433千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に社名変更しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業 年度に係る 報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 松山 和弘	64	<p>当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、公募増資及び売出しに係るコンフォートレター作成業務、財務デビュー・デリジェンス業務、FATCAアドバイザリー業務、AML/CFR態勢に関する現状分析等支援業務及びシステムリスクについての外部監査業務を委託し、対価を支払っております。</p>
指定有限責任社員 秋宗 勝彦		
指定有限責任社員 紀平 聡志		

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は89百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い解任又は不再任が妥当と判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7 業務の適正を確保する体制

当行は、当行グループ（当行及び連結される子会社）における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しております。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
- コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
- 「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護等管理に関する諸規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図るほか、「金融円滑化基本方針」を定め、規程を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
- コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- 年度毎にコンプライアンス等の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を確認し適宜見直しを行う。
- 各部署におけるコンプライアンスを徹底するため、担当者としてコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- 法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的とし、コンプライアンス統括部署のほか監査役や外部弁護士を通報窓口とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
- コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を制定し全役職員に周知のうえ、集合研修・職場単位での勉強会を定期的を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
- 懲戒規程を制定し、懲戒処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
- また、「反社会的勢力等対応規程」・「マネー・ローンダリング防止規程」を制定し、反社会的勢力等に対しては組織として毅然とした態度で対応し関係を遮断・排除するとともに、金融機関の業務を通じマネー・ローンダリングやテロ資金供与、預金口座の不正利用などの組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 「文書規程」等諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行に係る情報について記録し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロール及び削減を行う。
- 各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
- また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす不測の事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
- 取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される経営会議を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
- あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当行及び子会社の連携強化と総合金融サービスの強化を図るためグループ会社運営規程を定め、子会社の業況概要その他の重要な情報について当行への報告を義務付けるほか、子会社のリスク管理については当行の主管部署を定め適切に指導を行う。
- 当行及び子会社の代表者等が出席するグループ会社運営会議を定期的に開催し、子会社からの決算状況、重点施策及びリスク管理状況の報告に基づき課題等を討議する。
- 子会社の代表者は当行支店長会に出席し伝達された経営方針に則り職務を執行するほか、職務権限を定めた規程を策定し業務の組織的かつ効率的な運営を行う。
- 子会社の役職員が遵守すべき「行動憲章」及びコンプライアンスに関する諸規程を制定するほか、子会社にコンプライアンス・オフィサーを配置しコンプライアンスの徹底を図る。

- 南都銀行グループは、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
- 南都銀行グループの財務報告の信頼性を確保するため財務報告に係る諸規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備し運用する。
- 内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役の監査の実効性確保の観点から、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、当該使用人に監査役の業務を補助させる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。
- また、当該使用人は他部署の業務を兼務せず、監査役の指示に従いその命に服する。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 行内及び子会社に関する稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される体制を確保する。
- 監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して当行及び子会社の内部監査結果、コンプライアンス等に関する報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。
- 南都銀行グループの役職員からの内部通報の状況については、監査役に報告する。

(9) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 内部通報に関する規程を定め、南都銀行グループの役職員は監査役へ内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査役がその職務の執行について、当行に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
- 監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

- コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況を確認するとともに、具体的な手引書として制定した「コンプライアンス・ハンドブック」を全役職員に周知し、各種研修や職場単位で毎月開催するコンプライアンス勉強会を通して、全役職員のコンプライアンスマインドの醸成に努めております。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」について、通報窓口を拡充するなどして、法令等違反行為の未然防止や早期是正の強化に努めております。

(2) リスク管理体制について

- 資産負債総合管理及びリスク管理に関する重要事項を協議するALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク管理委員会を2回開催し、リスクの特定・評価・モニタリングを行い、適切なリスクのコントロールに努めております。また、危機管理計画書に基づき、危機事象発生を想定した訓練を実施し、危機管理体制の実効性の確保と継続的な改善に努めております。

(3) 取締役の職務執行について

- 取締役会を13回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役の職務執行の監督を行っております。また、主要な役員で組織する経営会議を38回開催し、日常の経営に関する重要事項及び取締役会より委任された事項を協議決定しております。

(4) 当行グループの管理体制について

- グループ会社の運営会議を2回開催し、子会社からの決算状況、重点施策及びリスク管理状況の報告に基づき経営課題等について討議しております。また、業況概要やその他重要な情報について毎月報告書の提出を義務付ける等適切に指導を行っております。

(5) 監査役の職務執行について

- 監査役会を14回開催し、常勤監査役からの当行の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行っております。常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に則り、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧など、業務及び財産の調査を通して取締役の職務の執行を監査しております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人や内部監査部門との定例報告会等での意見交換、情報の聴取により、緊密な連携をとりながら実効性のある監査を実施しております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

該当ありません。

計算書類

第130期末(平成30年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現金預け金	819,842	預金	4,826,929
現金	47,124	当座預金	137,702
預け金	772,717	普通預金	2,571,279
コールローン	489	貯蓄預金	24,341
買入金銭債権	2,983	通知預金	6,297
金銭の信託	33,000	定期預金	2,020,781
有価証券	1,540,659	その他の預金	66,525
国債	490,505	譲渡性預金	24,006
地方債	176,037	コールマネー	531
社債	202,300	売現先勘定	74,699
株式	113,798	債券貸借取引受入担保金	345,250
その他の証券	558,018	借入金	198,592
貸出金	3,340,882	借入金	198,592
割引手形	23,035	外国為替	251
手形貸付	62,174	売渡外国為替	206
証書貸付	2,978,861	未払外国為替	45
当座貸越	276,811	信託勘定借	2,850
外国為替	2,206	その他の負債	10,777
外国他店預け	2,122	未決済為替借	4
買入外国為替	17	未払法人税等	717
取立外国為替	67	未払費用	2,787
その他の資産	15,833	前受収益	690
前払費用	222	金融派生商品	992
未収収益	5,177	リース債務	1,497
先物取引差入証拠金	539	資産除去債務	448
金融派生商品	3,190	その他の負債	3,641
その他の資産	6,703	退職給付引当金	15,573
有形固定資産	40,056	睡眠預金払戻損失引当金	244
建物	11,405	偶発損失引当金	867
土地	25,325	繰延税金負債	5,665
リース資産	1,529	支払承諾	8,748
建設仮勘定	18	負債の部合計	5,514,988
その他の有形固定資産	1,777	純 資 産 の 部	
無形固定資産	4,131	資本金	37,924
ソフトウエア	2,715	資本剰余金	27,488
リース資産	76	資本準備金	27,488
その他の無形固定資産	1,340	利益剰余金	168,070
支払承諾見返	8,748	利益準備金	13,257
貸倒引当金	△17,040	その他利益剰余金	154,813
		別途積立金	141,040
		繰越利益剰余金	13,773
		自己株式	△1,812
		株主資本合計	231,670
		その他有価証券評価差額金	45,302
		繰延ヘッジ損益	△282
		評価・換算差額等合計	45,019
		新株予約権	113
		純資産の部合計	276,804
資産の部合計	5,791,792	負債及び純資産の部合計	5,791,792

第130期末(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	72,596
資金運用収益	51,040
貸出金利	30,927
有価証券利息配当	19,544
一口ル口ン利息	25
預け金の利息	421
その他の受入利息	120
信託報酬	28
役務取引等収益	9,639
受入為替手数料	2,650
その他の役務収益	6,988
その他の業務収益	2,467
外国為替売買益	362
商品有価証券売買益	3
国債等債券売却益	2,100
その他の業務収益	0
その他の経常収益	9,421
貸倒引当金戻入益	3,086
償却債権取立益	512
株式等売却益	3,857
資金の信託運用益	486
その他の経常収益	1,478
経常費用	55,421
資金調達費用	3,825
預讓性預金利息	776
一口ルマニ利息	3
売却現物先利	8
債券貸借取引支払利息	1,172
借入金利息	1,150
金利スワップ支払利息	414
その他の支払利息	248
役務取引等費用	50
支払為替手数料	4,354
その他の役務費用	517
その他の業務費用	3,837
その他の業務費用	4,000
国債等債券売却損	3,506
金融派生商品費用	493
営業経常費用	42,283
その他の経常費用	957
貸出金償却	221
株式等売却損	291
資金の信託運用損	15
その他の経常費用	429
経常利益	17,175
特別利益	—
特別損失	22
固定資産処分損	22
税引前当期純利益	17,153
法人税、住民税及び事業税	3,850
法人税等調整額	479
法人税等合計	4,329
当期純利益	12,823

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
現 金 預 け 金	820,151	預 金	4,817,646
コールローン及び買入手形	489	譲 渡 性 預 金	18,956
買 入 金 銭 債 権	2,983	コールマネー及び売渡手形	531
金 銭 の 信 託	33,000	売 現 先 勘 定	74,699
有 価 証 券	1,539,150	債券貸借取引受入担保金	345,250
貸 出 金	3,330,514	借 用 金	208,368
外 国 為 替	2,206	外 国 為 替	251
そ の 他 資 産	43,667	信 託 勘 定 借	2,850
有 形 固 定 資 産	41,587	そ の 他 負 債	20,141
建 物	12,871	退職給付に係る負債	21,936
土 地	25,416	睡眠預金払戻損失引当金	244
建 設 仮 勘 定	18	偶 発 損 失 引 当 金	867
その他の有形固定資産	3,281	繰 延 税 金 負 債	3,801
無 形 固 定 資 産	4,464	支 払 承 諾	8,748
ソ フ ト ウ エ ア	3,971	負 債 の 部 合 計	5,524,294
その他の無形固定資産	493	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	1,281	資 本 金	37,924
支 払 承 諾 見 返	8,748	資 本 剰 余 金	34,749
貸 倒 引 当 金	△19,813	利 益 剰 余 金	172,323
		自 己 株 式	△1,812
		株 主 資 本 合 計	243,185
		その他有価証券評価差額金	45,328
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△282
		退職給付に係る調整累計額	△4,206
		その他の包括利益累計額合計	40,840
		新 株 予 約 権	113
		純 資 産 の 部 合 計	284,139
資 産 の 部 合 計	5,808,433	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,808,433

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	79,899
資金運用収益	50,565
貸出金利	30,899
有価証券利息配当金	19,097
コールローン利息及び買入手形利息	25
預け金利息	421
その他の受入利息	120
信託報酬	28
役員取引等収益	17,516
その他の業務収益	2,467
その他の経常収益	9,322
貸倒引当金戻入益	3,036
償却債権取立益	627
その他の経常収益	5,658
経常費用	61,760
資金調達費用	3,817
預金利息	776
譲渡性預金利息	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	8
売現先利息	1,172
債券貸借取引支払利息	1,150
借入金利息	453
その他の支払利息	252
役員取引等費用	9,059
その他の業務費用	4,000
営業経常費用	43,366
その他の経常費用	1,516
その他の経常費用	1,516
経常利益	18,139
特別利益	—
特別損失	124
固定資産処分損失	28
減損損失	95
税金等調整前当期純利益	18,015
法人税、住民税及び事業税	4,355
法人税等調整額	498
法人税等合計	4,854
当期純利益	13,160
親会社株主に帰属する当期純利益	13,160

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和弘 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平 聡志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月1日に確定給付企業年金制度を「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成28年12月16日)第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金及び確定拠出企業年金制度に移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 南都銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和弘 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平 聡志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月1日に確定給付企業年金制度を「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成28年12月16日）第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金及び確定拠出企業年金制度に移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 南都銀行 監査役会

常勤監査役	橋本 正昭	㊟
常勤監査役	半田 隆雄	㊟
社外監査役	吉川 勝久	㊟
社外監査役	中村 正博	㊟

以上

株主総会会場のご案内

場所

ホテル日航奈良 4F 飛天の間

奈良市三条本町8-1 0742-35-8831(代表)

※会場が前回と異なっております。
お間違えのないようご来場願います。



交通アクセス

▶ JRの場合：JR奈良駅 **西口** すぐ

※雨天の場合、改札口を出て1Fまで降りていただくとルーフがありますので雨に濡れることなく来場いただけます。

JR奈良駅 改札

改札階を直進し
左手にホテルが
見えます

▶ 近鉄の場合

近鉄奈良駅

徒歩12分

近鉄新大宮駅

徒歩15分

エレベーター
または
エスカレーター
で4Fへ

総会会場
4F 飛天の間

※当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。